# 第5章 使用した調査票

### 長野県「消費生活に係る県民意識調査」 調査ご協力のお願い

平成24年1月 長野県企画部生活文化課消費生活室

皆様には、日ごろから県政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今後の消費者行政に反映させるため、「消費生活に係る県民意識調査」を行うこととしました。

本調査は20歳以上の県民の皆様の中から 2,000 人を無作為に選ばさせていただいております。調査へのご回答は無記名で記入いただき、回答内容は全て統計資料として扱います。ご回答いただきました皆様の個人情報が外部に漏れたり、他の目的に使用されたりすることは決してありません。

また、調査結果につきましては、まとまり次第、長野県消費生活情報のホームページ (http://www.nagano-shohi.net/) で公表いたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、 お願い申し上げます。

### 【ご記入にあたってのお願い】

- 回答には、氏名・住所を記入していただく必要はありません。
- 回答には、濃いえんぴつ、黒又は青のボールペンをご使用ください。
- 回答方法は、あてはまる選択肢の番号を指定された回答数だけ選び、その番号又は番号の横の( )にOをしてください。
- 回答が「その他」の場合は、番号の横の()に○をし、具体的に内容をご記入ください。
- 設問によって回答していただく方が限られる場合があります。説明文や矢印に従ってお進みください。
- すべての記入が終わりましたら、お手数ですが同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、**2月8日(水)まで**にご投函をお願いします。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが下記へご連絡ください。

長野県企画部生活文化課消費生活室 相談啓発係 電話026-223-6770

# ストップ!消費者被害

# ~正しい知識で賢い消費者に~

## だまされないための心得5か条

- 1 はっきり断る
- 2 うまい話はまず疑う
- 3 気軽に財産の内容を教えない
- 4 署名、押印はうかつにしない
- 5 迷ったら一人で悩まず、まず相談

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、 長野県消費生活センター又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご 相談ください。

#### 【長野県消費生活センター】

長野消費生活センター・・・・ 四026 223 6777松本消費生活センター・・・ 四0263 35 1556消費生活センターおかや・・・ 四0266 23 8260飯田消費生活センター・・・ 四0265 24 8058上田消費生活センター・・・ 四0268 27 8517

※このページはお手元に残していただき、ご活用ください。